

韓国における執行官制度の概要と現状

川 中 啓 由*

目 次

- I はじめに
- II 韓国における執行官制度の概観
- III 執行官の主要な職務
- IV 報告者からの提言
- V おわりに

I はじめに

本稿は、2024年3月に本学で開催された日韓民事訴訟法学会と併せて実施された「日韓民事執行法セミナー」において、李在奭氏¹⁾（以下「報告者」という。）を招聘して行われたセミナーの内容を記録するものであり、また同内容が韓国における執行官制度の現状を知る貴重な資料ともなるため、翻訳を担当した筆者の責任において報告内容を要約して紹介するものである。

II 韓国における執行官制度の概観

まず、報告者は、韓国における執行官制度の概要について、根拠法令と近時の統計に基づいて解説を行った。その内容は、大要、以下の通りである。

1 設置根拠

執行官の設置根拠は、韓国の法院組織法にあり、同法55条1項は「地方法院及びその支部に執行官を置き、執行官は法律で定めるところにより所属地方法院長が任命する」とし、その2項で「執行官は法令の定めるところにより裁判の執行、書類の送達、その他事務に従事する」と定めている。また、3項は「執行官はその職務

* かわなか・ひろよし 立命館大学法学部准教授

1) 法務法人明渡 明渡研究所長（元ソウル南部地方法院事務局長、元執行官）

を誠実に遂行することを保証するべく所属地方法院に保証金²⁾を支払わなければならない」とし、4項で「第3項の保証金及び執行官の手数料については大法院規則で定める」と規定している。そして、上記の事項を定めるものとして「執行官法」(以下、「法」という。)及び「執行官規則」(以下、「規則」という。)が制定されている。

2 任命、定員及び任期

(1) 任命

執行官は、経歴10年以上の法院主事補、登記主事補、検察主事補または麻薬捜査主事補以上の職級の者から、地方法院長によって任命される(法3条)。

各地方法院長は執行官規則の別表である「執行官人員表」に定められた定員の範囲内で執行官を任命する(規則第2条第1項)³⁾。

各地方法院長はその地方法院に設置される執行官資格審査委員会による審査点数と法院長による総合評価点数を合算して高得点者から順に毎年1月1日と7月1日付で執行官を任命する。具体的には、各地方法院の執行官資格審査委員会は、①職級、②退職当時の職級の在職期間、③総在職期間、④年齢、⑤執行官としての業務遂行能力の各項目別に、所定の配点基準に則り点数を付与する(執行官の任命に関する例規第3条第1項)。

また、2019年からは、主たる業務を送達事務とする専門執行官として「送達事務執行官」制度を導入し、施行されている(規則第2条第2項、執行官の任命に関する例規第3条第2項等)。送達事務執行官についても、各地方法院長が、別の配点基準により執行官資格審査委員会の審査点数と法院長の総合評価点数を合算して高得点者から順に任命しているが、送達事務執行官を任命するにあたってはその申請当時までに送達事務を処理した経歴を最優先で考慮しなければならないとされる(執行官の任命に関する例規第3条第2項)。執行官資格審査委員会は、①総在職期間、②年齢、③執行官としての業務遂行能力の各項目別に所定の配点基準に

2) 執行官規則5条1項によれば5,000万 KRW (およそ540万円程度)を所属法院に納付することになっている。また、執行官事務所に執行官が2名以上いる場合、すべての執行官は損害賠償に関して相互連帯保証書を作成し、所属地方法院に提出しなければならない(規則第20条第4項)。

3) 執行官の任命については、各地方法院は「執行官の任命に関する例規」(大法院行政例規第11173号)を根拠に、内規として「執行官の任命に関する指針」を制定し、施行している。

従って点数を付与する（執行官の任命に関する例規第3条第2項）。

(2) 定 員

執行官の定員は大法院規則で定められており（法第4条第1項）、各地方法院長は大法院規則である執行官規則の別表（執行官人員表）が定める定員の範囲内で執行官を任命する（規則第2条第1項本文⁴⁾）。

2024年2月1日現在、「執行官人員表」により全国18か所の地方法院本院とその傘下の42か所の支部で450名の執行官が配置されている。総人員450名のうちで女性は15名、送達専門執行官は32名である。また、このうち首都圏所在の法院についてみると、①ソウル特別市を管轄する5か所の地方法院に57名⁵⁾、②京畿道北部地域を管轄する1か所の地方法院（議政府地方法院）本院に16名、その傘下の支部（高陽支部・南楊州支部）に28名、③仁川広域市を管轄する1か所の地方法院（仁川地方法院）本院に33名、その傘下の支部（富川支部）に13名、④京畿道南部地域管轄する1か所の地方法院（水原地方法院）本院に25名、その傘下の支部（城南支部・驪州支部・平沢支部・安山支部・案養支部）に49名が任命されている。

(3) 任期と定年

法第4条第2項によれば、執行官の任期は4年であり、延長することはできない。

また、執行官の定年は61歳であり、その定年に達する日が1月から6月の間にある場合には6月30日、7月から12月の間にある場合には12月31日に退職するものとされている（法第4条第3項）。執行官が任期中に定年に至った場合、任期中であつても定年として当然に退職する。

3 身分、教育、監督及び懲戒

(1) 身 分

大法院行政例規270号は、執行官の地位ないし身分に関して「法第2条⁶⁾が規定

4) 執行事務の適正な処理のため特別な事情がある場合、地方法院長の許可を得て、地方法院本院または支部毎に執行官一人を追加で任命することができる（規則第2条第1項但書）。

5) 2024年2月1日現在、ソウル中央地方法院に16名、ソウル東部地方法院に10名、ソウル南部地方法院11名、ソウル北部地方法院11名、ソウル西部地方法院9名が任命されている。上記の各地方法院の傘下に支部は設置されていない。

6) 法第2条（職務）は「執行官は地方法院に所属し、法律に定めるところにより、裁判の執行、書類の送達、その他法令に従い事務に従事する」と定めている。

する事務に従事する独立した単独体の司法機関であり、法院、法官または司法補助官の補助機関ではなく、国家または法院から本給を受けず、委任当事者から手数料を受け、国家の強制執行権という公権力を行使し、営利業務と兼職を禁止する国家公務員法第64条及び法院公務員規則第88条の適用を受ける。」と規定している。

なお、報告者は、国家機関（司法機関）である執行官は、営利目的の兼職禁止とその他の兼職制限に関する国家公務員法第64条、法院公務員規則第88条の適用を受け、執行官が職務を遂行するにあたり、その注意義務に違反して損害を与えた場合には、国家が被害者に対して国家賠償法第2条により損害賠償責任を負うことから実質的な意味で国家公務員であると説明している⁷⁾。

また、執行官として当然に知るべき関係法規や必要な知識を知らなかったり、調査を怠り、あるいは法規の解釈を誤ったりしたことにより、他人に損害を与えた場合には不法行為となる⁸⁾。

(2) 教 育

執行官は大法院規則で定めるところにより職務遂行に必要な教育を受けなければならないとされている（法第18条）。執行官は執行官任命予定者として確定される日から1年以内に法院公務員教育院で実施される教育を受けなければならない（規則第27条第1項）、この教育課程を執行官新規課程という。

法院公務員教員院は、①執行官新規課程（2024年の場合、6月12日から6月14日及び12月11日から12月13日）、②執行官実務課程（2024年の場合、7月10日から7月12日）、③執行官研鑽課程（2024年の場合、12月4日から12月6日）の3つの課程を開設し、運営している。③の執行官研鑽課程で取り扱われたテーマとその議論の結果は、法院公務員教育院において毎年「執行官研鑽集」として発刊されている。

(3) 監 督

執行官は所属地方法院長の監督に服する（法第7条第1項）。また、地方法院支部の管轄区域の執行官については、支部長が地方法院長の命を受け、監督をする（法第7条第2項）。地方法院長は、所属判事の中から執行官の監督に関する事務を担当する1名または数名の監督官を指定しなければならない、所属支部では監督官を補佐する者を指定することができる（法第7条第3項）。

7) 大法院1966年7月26日宣告66다854判決、大法院1968年5月7日宣告68다326判決

8) 大法院2003年9月26日宣告2001다52773判決

執行官監督官は毎年1回以上、所属執行官の業務執行状況を監査しなければならず、必要と認めた時は、随時監査を実施する（規則第6条第1項）。執行官監督官は業務監査結果を遅滞なく所属地方法院長に報告しなければならず（規則第6条第2項）、地方法院長は業務監査の結果、違反事項が認められる場合には、執行官に対して該当法規により相当な処分を行い（規則第6条第3項）、その監査結果を遅滞なく大法院長に報告しなければならない（規則第6条第4項）。

（4）懲 戒

地方法院長は、執行官が①執行官法及び執行官法に基づく命令や規則に違反したとき、②職務上の義務に違反したり職務を怠ったりしたとき、③職務と関連する否かにかかわらず、公職上の体面または威信を傷つける行為を行ったとき、④業務執行と関連して事務員に対して監督上の過失があったとき、⑤相当な理由なく大法院規則が定める教育を受けなかったときには、執行官懲戒委員会に諮問し、同委員会の意見に従って懲戒処分をしなければならない（法第23条第1項）。

懲戒には①譴責、②200万KRW（およそ21万5000円程度）以下の過怠料、③1月以上1年以下の停職及び④免職がある（法第23条第2項）⁹⁾。

4 専門執行官制度の導入

執行官事務の効率的処理のために「執行官の職務のうち一定分野を主たる業務として処理する執行官」（専門執行官）の制度が導入された（規則第2条第2項）。

専門執行官は特定分野を主たる業務とする執行官であるが、特別な資格に基づき任命される特別な種類の執行官ではない¹⁰⁾。

一部の地方法院では「執行官任命に関する例規」（大法院行政例規第1173号）第3条第2項を根拠として、2019年7月1日付で送達事務を主たる業務とする専門執行官（送達専門執行官）12名を任命し、2024年2月1日現在、32名の送達専門執行官が一部の地方法院の執行官事務所勤務している。

5 全国法院執行官連合会

執行官相互間の親睦を深め、執行官業務の全国的な平準化を図るべく全国法院執行官連合会が結成されている。この連合会では業務処理基準（案）を設けたり、業

9) なお、懲戒処分に減俸処分はない。

10) 法院行政処『執行官監督実務便覧』法院行政処（2023）、21頁参照

務に関する資料集を発刊したりしている。

6 執行官事務所の運営

執行官は所属する地方法院の管轄区域で地方法院長または支部長が指定する所で事務所を設置しなければならない（法第8条第1項）。

特定の地方法院又はその支部に所属する執行官は、ひとつの執行官事務所を構成し、特定の地方法院の本院と支部に所属する執行官全員は執行官合同事務所を構成することができる（規則第20条第2項）。

そして以下のように、執行官事務所は「代表執行官」（法第8条）と「執行官事務所規約」（規則第20条）を両軸として運営されている。

ア 代表執行官

執行官事務所には代表執行官を置かなければならない（法第8条第2項）。代表執行官は執行官事務所に所属する執行官を代表して事務所の運営に関する業務を所管する（法第8条第4項）。代表執行官は所属執行官と執行官事務員の服務等に関する機関の長としての役割を担い（規則第3条、第25条）、執行官事務員の採用権、事務分担権、評定権及び懲戒権等を有し（規則第21条、第23条、第24条）、自身で執行費用等の予納金を電算管理するため、地方法院長の許可を受け金融機関の取扱店を指定しなければならない（情報処理システムについての執行官事務所処理規則（大法院規則第2114号）第6条第2項）。

そのほかにも代表執行官は当該事務所に配転された執行事件の処理と関連して各種管理・監督責任と保護義務等を負う。

イ 執行官事務所規約

執行官事務所の運営に必要な事項は、自治規範である規約（執行官事務所規約）において定められる。執行官事務所規約を定めたり変更したりするときには所属地方法院長の許可を受けなければならない（規則第20条第1項）。

執行官事務所規約では「① 名称と所在地、② 構成員に関する事項、③ 代表執行官等人員に関する事項、④ 事務分担に関する事項、⑤ 収入と分配に関する事項、⑥ 事務員の定員、報酬、昇級、異動及び懲戒等に関する事項、⑦ 執行官合同事務所を構成しようとする場合それに関する事項、⑧ その他必要な事項」等を定めなければならない（規則第20条第3項）。

ただし、代表執行官を除く総務執行官、監査執行官、研究執行官等の役職に関す

る事項は事務所の規模等により別途定める場合が多い。また執行官合同事務所の場合、収入の分配に関する事項を一部の事務所とは異なるように定める場合もある。

7 執行官事務員

執行官事務所では執行官の業務を補助するために事務員を置くことができ（法第8条第3項、規則第21条第1項）、執行官事務員の数、資格基準及び遂行業務等に関する事項は大法院規則で定める（法第8条第4項）。

事務員は所属地方法院長の許可を受け代表執行官が採用する（規則第21条第2項）。事務員の任期は4年、定年は60歳である。任期満了で退職する場合、再採用することもできる（規則第21条第5項）。

事務員の地位については、公務員ではなく、国家機関に採用された特殊契約職であり、期間制労働者とみるのが一般的である。執行官の職務中は「付随的事務」を処理したり、執行官の職務遂行を補助したりすることができるだけであり、「本質的職務」を代わりに行うことはできず、執行官の職務を独立して遂行することはできない¹¹⁾。

新規採用または再採用される事務員は、1年以内に法院公務員教育院で実施される教育を受けなければならない（規則第27条第2項）。事務員は法院一般職公務員に準じて報酬を支給され（規則第22条第1項）、勤務時間、休暇等の服務に関する事項は、その性質に反しない限り法院公務員に準ずる（規則第25条、第3条）。

報告者は、執行官の職務はその役割が非常に多様であり、専門知識と経験が要求される業務も少なくないことから、執行官を補助する事務員の法的地位、職務範囲及び教育等についても法的に強化していく必要があるとコメントしている¹²⁾。

8 収入とその分配

(1) 手数料と費用

執行官は国家から本給を受けず、私人（当事者）の委任または国家機関（法院・検事）の命令により、取扱事件に関して法定の手数料と費用¹³⁾の支払いを受ける。当事者から委任された事件（委任事務）については手数料と費用を受領することも

11) 前掲注10・実務便覧37頁参照

12) 前掲注10・実務便覧43頁参照

13) 法第19条第1項及び第20条は「執行官が支出する費用」ではなく、「替当金」との表現を使用している。「執行官が支出する費用」との表現に変更するのが望ましい（前掲注10・実務便覧25頁参照）。

できるが、法院または検事の命令による事務（義務的事務）を処理する場合には原則的に費用の支払いを受けるのみであり、手数料を受け取ることはできない（法第6条、第20条本文）。例外的に義務的事務のうち「罰金、科料、過怠金、追徴、または公訴に関する訴訟費用の裁判の進行と没収物の売却」についての職務については、手数料と費用を受けることができる（法第20条但書）。

執行官は定められた手数料を超過して徴収したり、特別な報酬の支払いを受けたりすることはできず、法院事務官等が執行官の職務を代行する場合の手数料の支払いは国庫収入からなされる（法第19条第2項、第3項）。執行官の手数料は「執行官手数料規則」に定められおり、同規則第20条乃至第22条により支給される。

(2) 収入の分配

執行官の手数料は、大別すると、① 不動産売却手数料、② 不動産現況調査手数料、③ 強制執行（留置動産執行、不動産の明渡し・取去執行、仮処分の執行等）手数料、④ 送達手数料に分けることができる。

各執行官事務所は一般に毎月の事務所の手数料の総額から費用を除いた残りの金額を所属執行官に均等に分配している。そのため執行官事務所毎に執行官の収入が異なるという現象が生じている。

報告者からは、このような不均衡は大法院が執行官規則別表（執行官人員表）を改正することによってのみ調整が可能な状況であるとコメントがなされている。

9 執行官統合システム

大法院は、執行官が担当する事務をコンピューターにより処理することができるようにするべく、「情報処理システムによる執行と事務処理についての規則」、「情報処理システムによる執行と事務処理指針」（例規）を制定し、これを根拠として法院行政処（日本の最高裁判所事務総局に相当する機関）の電算情報局が「執行官統合システム」を構築した。

執行官は、この執行官統合システムを利用して事件管理、事件処理、予納金等の会計管理、情報照会等の執行官の職務に関する、ほぼすべての業務をコンピューターで処理している。

報告者によれば、特に強制執行に関する調書の作成、現況調査報告、送達結果報告等の業務はその事件を処理する執行官事務所の各執行官や執行官事務員のコンピューターで処理することができ、モバイル機器（携帯電話）で処理できる事務もかなり多いとのことである。

なお、上記「執行官統合システム」は、「執行官管理監督システム」と「電子訴訟システム」とも連携されており、「電子情報システム」を通して、法院外部の「銀行システム」とも連携されているという。

Ⅲ 執行官の主要な職務

上記に続けて、報告者は、執行官の主要な職務を分類し、そのうち特に重要と思われるものをピックアップして紹介を行った。その内容は、大要、以下の通りである。

1 執行官の職務の種類

執行官が、地方法院に所属し、法律の定めるところにより裁判の執行、書類の送達、その他法令による事務に従事することは、既に述べた通りである（法院組織法第55条第1項、第2項、法第2条）が、さらに執行官法は、執行官の職務ないし事務を、当事者の委任による事務（法第5条）¹⁴⁾と法令又は法院・検事の命令による事務（法第6条）¹⁵⁾に区分している。

また、法院行政処が2004年に発刊した『執行官実務便覧』によれば、執行官の職務に関する根拠法令及び事務の性質を中心に（a）民事執行に関する事務、（b）特別法上の事務、（c）その他主要な事務に区分され、とりわけ（a）民事執行に関する事務は（1）当事者の委任（執行申立て）による事務、（2）執行法院の職務命令による事務、（3）執行法院の任命による事務に分けられている¹⁶⁾。

14) 法第5条（委任事務）

執行官は、当事者の委任を受けて次の各号の事務を処理する。

- 1 告知と催告
- 2 動産の競売
- 3 拒絶証書の作成

15) 法第6条（義務的事務）

執行官は法令による職務のほか法院と検事の命令に従い以下の各号の事務を処理する義務を負う。

- 1 書類と物品の送達
- 2 罰金、料料、過怠料、追徴、または公訴に関する訴訟費用の裁判の執行及び没収物の売却
- 3 令状の執行
- 4 その他職務上しなければならない事務

16) 前掲注10・実務便覧51～54頁参照

これらのうち報告者は、執行官事務のうち最も大きな比重を有する (1) 当事者の委任 (執行申立て) による事務のうち、有体動産執行、幼児の引渡執行、不動産の明渡執行、(2) 執行法院の職務命令による事務のうち代表的な事務 (不動産現況調査、不動産売却) と送達事務をピックアップして解説を行った。

2 有体動産執行

有体動産を目的とする強制執行 (強制競売) と担保権実行のための競売は、差押え→売却→換価→配当等の手続きを履践して行われる (民事執行法第188条乃至第222条、同第271条)。有体動産売却の公告は大法院が運営する「法院競売情報」ウェブサイト¹⁷⁾を通して行われている。

3 幼児の引渡執行

意思能力のない幼児の引渡請求権の執行は、原則として家事訴訟法または民事執行法による間接強制によらなければならないが、例外的に民事執行法による直接強制が許容される場合がある。

(1) 家事訴訟法の規定——間接強制

家事訴訟法第64条第1項は、幼児の引渡義務を履行しなければならない者が、正当な理由なくその義務を履行しない場合、家庭法院が当事者の申立てにより一定期間内にその義務の履行を命じる履行命令制度を定めており、同第67条はその履行命令に応じない者に対して1,000万 KRW (およそ108万円程度) 以下の過怠料を課すことができるとされる。また、同第68条第1項第2号はその過怠料の処分を受けてもなお30日以内に正当な理由なくその義務を履行しない者について、30日の範囲内でその義務を履行するまで拘置することができるとするなど、一種の間接強制を認めている¹⁸⁾。

17) 「法院競売情報」ウェブサイト (<https://www.courtauction.go.kr>) では、不動産売却公告、動産売却公告がなされている。金銭の支払いを命じる執行権原 (債務名義) 等に基づいて差し押さえられた動産 (有体動産執行の目的物) だけでなく、不動産の明渡執行または撤去執行の目的物ではない動産 (通常「目的外動産」と呼ばれる。) として、債務者に引き渡すことができず保管されているものもこのサイトを通して売却公告がなされている。

18) これらの定めは引渡の対象である幼児の意思能力の有無に関わらずに適用できるとされる (司法研修院『法院実務提要 [IV]』司法研修院 (2020) 687頁)。

(2) 意思能力がない場合——間接強制の原則と直接強制の例外

意思能力のない幼児の場合については、家事訴訟法による間接強制が広く活用されているが、民事執行法による直接強制も可能である。もっとも、幼児の引渡請求権の執行にあたり直接強制することは、幼児に対して望ましくない結果をもたらし得るため、間接強制では実効性がない場合や緊急の事情がある場合に限り、例外的に許容されている¹⁹⁾。

(3) 意思能力がある場合——両法による間接強制の併存（直接強制不可能）

意思能力のある幼児（子女）の場合には、その幼児（子女）自身が引渡を拒否するときには直接強制の方法で執行をすることはできない（裁特82-1）。

したがって、債務者が意思能力のある幼児（子女）の引渡しを妨害しないよう、不作為債務の執行（間接強制）だけが許容されているとみるのが一般的である。

しかし、意思能力ある幼児（子女）の引渡しを目的とする債務は、債務者のほかに幼児（子女）自身の協力を要するので、債務者の意思のみで為すことができない債務として間接強制も難しい場合があり得る。

そこで、債務者が、債権者の幼児（子女）の引渡を妨害せず、できる限りの努力をしてもなお幼児（子女）が協力を拒否しているような場合には、間接強制が排除される²⁰⁾。

(4) ハーグ国際児童奪取協約による児童返還請求事件の執行に関する規定

現在、「ハーグ国際児童奪取協定履行に関する法律」は児童返還時の執行手続等についての規定がなく、ハーグ条約による児童返還請求事件の執行は、民事執行法の有体動産に対する強制執行手続（民事執行法第257条）に依るほかない。

しかし、「幼児引渡を命じる裁判の執行手続」（裁特82-1）は、「幼児に意思能力がある場合、幼児自身が引渡を拒否するときには執行をすることができない」と規定しており、ハーグ条約による児童返還請求事件の執行には適合しない面もあるという。

この点について、報告者は、ハーグ条約による児童返還請求事件は16歳未満の児

19) 前掲注18・提要687頁参照。なお、大法院例規によれば、「幼児の引き渡しを命じる裁判の執行手続」（裁特82-1）は意思能力のない幼児の引渡しを命じる裁判に基づく強制執行の場合、有体動産引渡請求権の執行手続に準じて執行官が強制執行をすることができるとする。

20) 前掲注18・提要686～687頁。

童を対象としており、不法な移動や誘致日から1年が経過する場合を請求棄却事由と規定して、奪取された児童の迅速な返還を通して児童の権益保護に寄与することを目的とするなど、国内における児童の引渡事件とは相違点があるためであるとコメントしている²¹⁾。

4 不動産明渡執行

執行官は、不動産や船舶の明渡執行にあたり債務者から占有を剥奪し、債権者に引き渡さなければならない(民事執行法第258条第1項)²²⁾。

不動産明渡執行において、民事執行法は明渡催告制度を導入していないが、実務では通常、2週程度の期間を定めて自発的に明け渡すように催告を行なっている。もっとも、この催告に法的根拠はなく何らの法的効力も認められないため、催告を受けた債務者が占有者を変更するなどして執行を妨害したり、債権者に引越し費用等の名目で金銭を要求したりすることも少なくない。

債務者が占有者を変更する場合には、承継執行文の付与を受けて執行することになるが、占有者の変更が繰り返される場合には、明渡請求権の実現が不可能になったり、遅延したりするため、その弊害はとても深刻である。

なお、民事執行法第5条第2項は「債務者が執行に抵抗する場合、執行官は警察または国軍の援助を受けることができる」と定め、法第17条第2項は「民事執行法第5条第2項により執行官の援助要請を受けた警察はこれに応じなければならない」としているが、警察はいわゆる“民事不介入の原則”を掲げ、援助要請に応じて出動するとしても、債務者の抵抗は排除しない。

したがって、債務者が組織的・暴力的に抵抗するような場合には、債権者の費用でその抵抗を排除するための人力(通常「警備労務者」といわれる。)の動員をするほかないが、抵抗の規模や強度に比例して債権者は相当な執行費用を負担することになる。

21) 大法院は2024年1月10日に「ハーグ国際児童奪取条約による児童返還請求事件の執行に関する例規」(裁特2024-1)を制定している(2024年4月1日施行)。

22) なお、大法院は裁判例規1773号(不動産等の明渡執行手続等における業務処理指針)を策定し、執行官は不動産及び動産の明渡、不動産占有移転禁止の仮処分等の執行を行うにあたり、債務者・占有者及びその同居人等の人権を尊重し、児童、老弱者、障害者、妊婦、重患者等その執行により人権侵害を受ける可能性が大きい者に対して、その特性に応じて細心の配慮等をしなければならない旨定めている(2021年4月1日施行)。

5 不動産現況調査

執行官は、法院の現況調査命令（民事執行法第85条等）により現況調査を行う。

6 不動産売却

不動産の売却は許可競売、期間入札、期日入札の3つの方法により行うことができる（民事執行法第103条）が、現在すべての法院が期日入札の方法で不動産を売却している。

7 執行官送達

訴状等の書類の送達の実施は、①郵便または②執行官によるか③大法院規則が定めるところによりなされる（民事訴訟法第176条）。

しかし、例外的に大法院規則が定めるところにより弁護士（民訴規則第47条、弁護士間の送達）または法院事務官等（民事訴訟法第177条）や法院警衛（法院組織法第64条²³⁾が送達実施機関となる場合がある。

執行官送達の場合、法院事務官等は当事者から送達手数料等の費用（執行官手数料規則第25条第1項）の予納を受けなければならない（法第19条第1項）。

執行官が送達を実施するも、受領人不在または閉門不在で送達不能となった場合、合計3回まで送達を実施する。

なお、実務では郵便（郵便配達員）による送達ができない場合、当事者をして執行官送達の申立てをすることが多く、これによっても送達できないときは、法院事務官等の職権または当事者の申立てにより公示送達の方法によることができる。

IV 報告者からの提言

1 不動産の明渡執行の正常化のための提言

上記を前提とした上で、報告者は元執行官の立場で、不動産の明渡執行制度を正常に機能させるため、以下のような提言を行なった。

すなわち、現場の執行官からは、不動産の明渡執行の際の債務者からの抵抗は一般人の想像を絶するものがあるとの声がある。特に大規模再建築や再開発現場において債務者が組織的・暴力的に抵抗したり執行を妨害したりすることもしばしばあ

23) 法院は執行官を使用することが難しい事情があると認めるときは、法院警衛（廷吏）をして訴訟書類を送達させることができる（法院組織法第64条第3項）。

るが、それ自体が犯罪を構成することをマスコミも政治家も積極的にアピールし、司法当局もより厳格に対処すべきであるなどと述べた。

また、前述した警察への援助要請に関わり、民事不介入の原則の放棄を強く示唆するとともに、占有者の交代による執行妨害を避けるべく、債務者を特定しないでなす占有移転禁止仮処分制度や競売手続の譲受人による債務者不特定保全処分制度、債務者不特定執行文制度の導入、明渡催告の明文化と執行力の確定・強化等のための立法の必要性を強く主張した。

2 執行官試験制度の導入の提言

さらに、報告者からは、執行官の任用について以下のような提言もなされた。

すなわち、韓国内では執行官制度に対しては任用方法の閉鎖性と収入の高さが問題視されており、この点、収入が高いかどうかは議論の余地があるものの、任用制度の改善をする必要性はある。実際に2021年には“執行官を試験で選抜し、受験資格を拡大しなければならない”とする執行官法改正案が発議されており、近い将来、この点を補完する新たな法律案が成立することもあり得る。その場合は、法院・検察出身の公務員はもちろん執行官の事務と関連がある職域の経歴者にも受験資格を付与し、任期の延長を可能とし、定年も延長すること等が骨子となるだろうと述べた。

V おわりに

以上、簡単にではあるが、「日韓民事執行法セミナー」における報告者の報告内容を紹介した。執行官制度の概観(Ⅱ)やその主要な職務(Ⅲ)について、韓国の執行官経験者から直接情報を得られる機会はほとんどなく、資料としての価値は非常に大きいものと思われる。また、最後の報告者からの提言についていえば、警察の民事不介入の原則の放棄など、実現に向けたハードルはかなり高いものとなることが予想されるが、現場の執行官の感覚を知る上で貴重なコメントであるといえよう。